

V 誘導施策

V 誘導施策

1. 居住誘導区域の誘導方針

コンパクトな居住地の形成を実現するためには、居住を誘導していくための施策や、居住環境を向上させることが必要です。そして、安全・安心な生活環境を実現していくとともに、公共施設のあり方についても考慮していく必要があります。

以上のことを踏まえ、コンパクトな居住地の形成の施策を以下のとおりとします。また、雇用や居住の面で間接的に関係する観光や歴史・文化分野の施策とも、連携を図っていきます。

居住誘導の促進
<p>① 空き家、低未利用地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家への居住に対する支援、低未利用地の活用を促進させる施策（居住誘導区域に含まない区域において計画されている開発行為や建築行為を居住誘導区域内で行うように調整する、公園緑地が不足している地域において未利用地を公園緑地等に転換する、などの取組みを行い、居住環境の向上を図るなど）を行い、空き家、低未利用地の有効活用を図ります。
<p>② 暮らしやすさを向上させる基盤整備による都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の促進、狹隘道路の改善、不足している地域への公園の整備、交通安全施設の整備等により、歩きたくなるような基盤整備を進め、居住環境の向上を図ります。
<p>③ 将来を見据えた公共施設やインフラの適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や学校、公営住宅等の公共施設、道路、橋梁、公園、上・下水道などの公共インフラの計画的な維持管理と長寿命化対策を図ります。
<p>④ 震災、風水害、土砂災害、大規模な火事災害などの災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐震化への支援、公共施設や上・下水道の耐震化、国や県と連携した治水、治山対策の推進、市民との連携による防犯・防災活動、復興事前準備など災害への対応を図ります。 ・災害リスクを回避する対策として、ハザード等のリスクにより、居住誘導区域に含まない市街化区域（災害の危険性等現状の土地利用規制を再認識すべき区域）における居住調整地域等の土地利用規制の導入検討や防災移転支援事業の活用検討、開発行為、建築行為に際して、調整（開発行為等・規模の縮小、区域の見直し等）を行い、ゆるやかな居住の誘導を図ります。 ・ハザード等のリスクにより、居住誘導区域に含まない市街化区域（災害の危険性等現状の土地利用規制を再認識すべき区域）からの住み替えの受け皿として、居住誘導区域内や居住検討区域における居住地の創出を検討します。

2. 都市機能誘導区域の誘導方針

都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するには、地域の現状、特性を活かした施策を進める必要があります。そのため、各誘導区域の都市機能の維持や改善、向上を図るとともに、誘導区域間や、駅から離れた市街地や市街化調整区域の住宅団地や集落等との連絡性の向上を図ります。

また、直接的に関係する医療・福祉、商業、交通、防災など幅広い分野の各種関連施策と連携を図るとともに、雇用や居住の面で間接的に関係する観光や歴史・文化分野の施策とも、連携を図っていきます。

なお、誘導施設の誘導においては、国の支援制度や特定用途誘導地区等の都市計画諸制度も活用していきます。

都市機能の充実
<p>① 人の流れを呼び込む魅力あふれる都市機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの都市機能の集積状況を維持するとともに、公共施設の再配置等のタイミングを活かし、複合化等による公共・文化機能の向上を図ります。
<p>② 大規模商業施設や金融機関などの暮らしを便利にする都市機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設（1,000 m²以上）や金融機関など、暮らしを便利にする商業機能の維持を図ります。
<p>③ 医療や福祉などの暮らしに安心をもたらす機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、充実している医療・福祉機能の維持を図ります。

3. 拠点を結ぶ公共交通ネットワークの方針

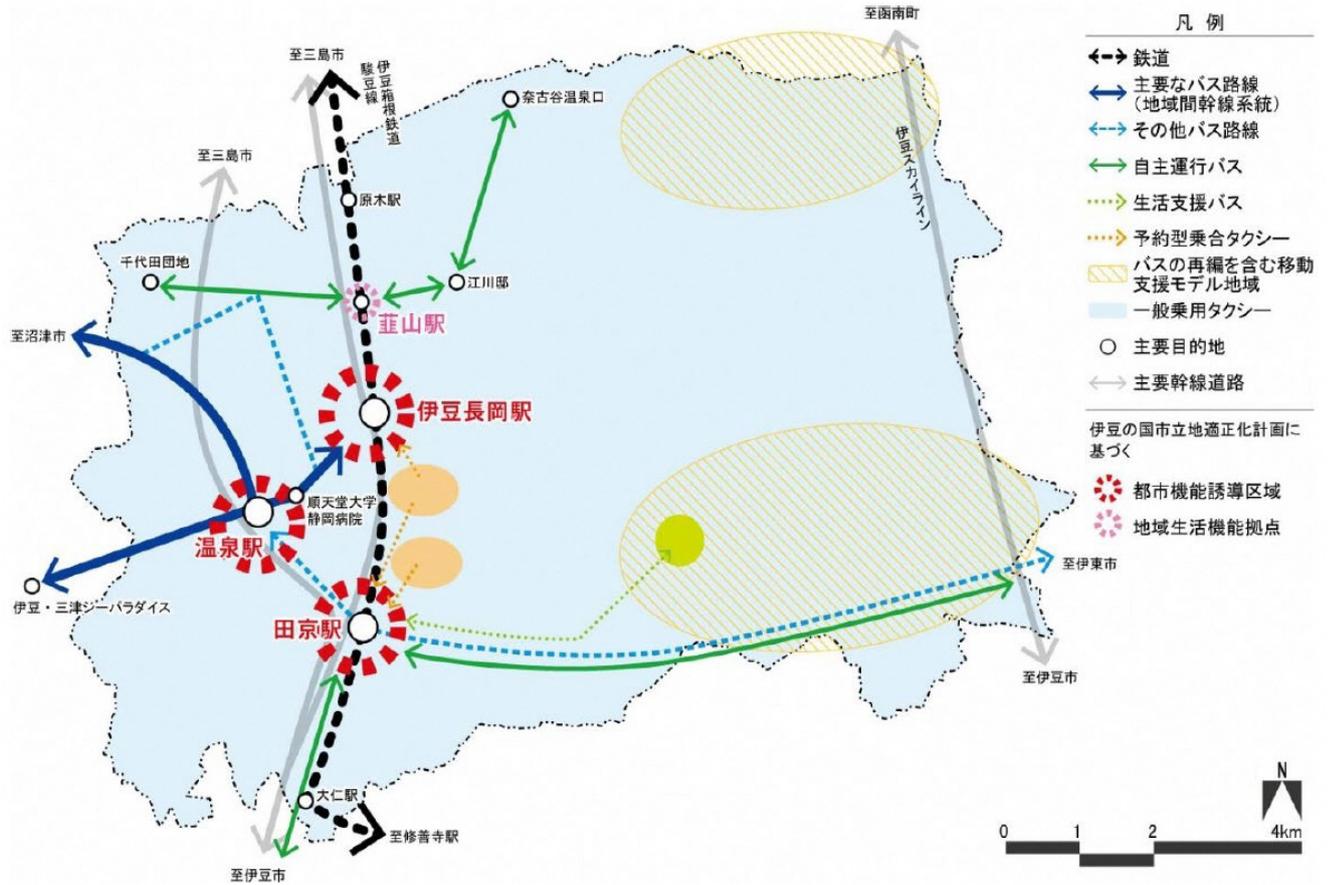
都市機能や居住の誘導効果により、「都市機能誘導区域にアクセス可能な、速達性・定時制・利便性の確保を目的とした公共交通網」の維持を目指します。

ただし、基幹的公共交通路線である、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅に近接した「市街化区域や市街化調整区域の集落等」と駅から離れた「市街地や市街化調整区域の住宅団地や集落等」では、公共交通サービスのあり方は異なると考えられます。

そのため、これらを区分した上で、公共交通と交通環境の形成方針を設定します。

利用しやすい公共交通と安全な交通環境の形成	
① 基幹的公共交通路線（鉄道）の維持	<ul style="list-style-type: none"> 将来に渡り日常生活の大切な交通手段であるため、駅周辺においてまちづくりを推進し、ゆるやかに駅周辺への都市機能や居住を誘導することで、現在の乗降客数の減少抑制を図ります。
② 基幹的公共交通路線（バス）の充実	<ul style="list-style-type: none"> 将来に渡り日常生活の大切な交通手段であるため、地域の実情や利用ニーズ等に応じて、運行形態や頻度を見直します。 「都市機能誘導区域」である、「伊豆長岡駅周辺」と「温泉駅周辺」とを結ぶ基幹的公共交通路線（バス）を幹線と位置付けます。 温泉駅を幹線と支線（フィーダー）とのバスの乗り換え拠点と位置付け、バスの乗継環境改善を目的としたバスターミナル機能の付加を図るため、民間交通事業者等との連携や実証実験等を検討し、快適に過ごせる待合機能や地域のにぎわい創出に資する機能の強化の可能性を検証します。
③ 都市機能誘導区域や駅から離れた「市街地や市街化調整区域の住宅団地や集落等」との移動手段の模索	<ul style="list-style-type: none"> 一部の住宅団地や集落等と鉄道駅とを結ぶ公共交通（既存の路線及び自主運行バス、予約型乗合タクシー）や、管理組合によるタウンバス等により、地域の実情にあった最適な輸送手段を模索します。 上記により、地域での一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持し、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう配慮します。 地域住民が主体となった運営組織とともに運行基準を満たすことのできる持続可能な公共交通網の形成を推進します。
④ 公共交通の利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 観光等との連携等により、鉄道やバス利用の利便性の向上を目指します。 地域公共交通の結節点となる駅や乗継拠点となるバス停留所等において、待合環境や乗り継ぎの改善を行うなど利用しやすい環境づくりを推進します。 バスの停留所における安全性と快適性を向上させることで、誰もが乗降しやすい利用環境を整え、誰もが外出しやすい環境づくりを推進します。 伊豆長岡温泉や伊豆長岡駅など本市の観光拠点へ新たなモビリティツールの導入を検討することで、拠点間の結びつきを強め、日常生活の利便性を向上させるとともに、地域のにぎわいを創出する等、利用しやすい交通手段の充実を推進します。
⑤ 車と公共交通の併用を考慮し市街地に利用しやすい、駐車場の確保の検討	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者等との連携により、車と公共交通の併用を考慮した駐車場の確保に努めます。

■ 目指す地域公共交通ネットワーク



鉄道	都市間の移動手段 ・市民の通勤・通学手段、来訪者等の移動手段として維持
主要なバス路線 (地域間幹線系統) その他バス路線	拠点間の移動手段 ・市内外や市内の拠点を結ぶ地域公共交通として位置づけ ・市民の通勤・通学・通院手段、来訪者の移動手段として維持
自主運行バス	鉄道駅と地域を結ぶ移動手段 ・主に高齢者の通院や買物等の日常生活に必要な移動手段として維持
生活支援バス	学校と地域を結ぶ移動手段 ・主に小中学生の通学に必要な移動手段として維持
予約型乗合タクシー ボランティア移送 (移動支援)	バス路線を補完する移動手段 ・予約型乗合タクシー、地域主体のボランティア移送等を活用した地域特性に応じた移動手段の導入の検討と導入支援
一般乗用タクシー	市内全域をドア・ツー・ドアで結ぶ移動手段 ・上記の公共交通を補完する移動手段として確保

資料：伊豆の国市地域公共交通計画

4. 市街化調整区域における配慮事項

市街化調整区域における住宅団地や集落等は、公共交通等により、地域での一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持し、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう配慮します。

また、集落生活圏のあり方を検討していきます。